

バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税が減額されます

減額適用の要件

対象となる家屋	新築された日から10年以上を経過した住宅で、改修後の床面積が50㎡以上、280㎡以下であること
改修完了年月日	令和4年1月1日から令和6年3月31日まで
改修に要した費用	補助金等を除く自己負担額が50万円超
右のいずれかの人が居住している事	①65歳以上の人 ②要介護認定又は要支援認定を受けている人 ③障害がある人
対象となる工事	①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良 ⑤手すりの取付け ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め化

※ 適用を受けられるのは1戸につき1回のみです。

※ 耐震改修・省エネ改修による減額との同時適用はできません。

減額の内容

減額期間	改修工事が完了した年の翌年度分
対象床面積	1戸当たり100㎡まで (なお、減額対象は居住部分の床面積に限ります)
減額される額	対象床面積の税額の3分の1

※ 減額となるのは固定資産税のみです。都市計画税は減額されません。

※ 土地についての減額はありません。

申請方法

申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 工事明細書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 介護保険証または障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 改修箇所の図面や写真(改修前、改修後) <input type="checkbox"/> 補助金を受けた場合は、その金額が分かる書類(補助金支給決定通知書等) <input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは通知カードの写し <input type="checkbox"/> 個人番号カード・運転免許証・健康保険証・納税通知書等の写し
申請期限	改修後3か月以内
申請先	大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当

【問い合わせ】

大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当

電話 072-366-0011 内線 526・527